

公益社団法人 ピースボート災害支援センター

ボランティア規約

2025/04/01改訂

●第一 ボランティアの定義

1. 公益社団法人ピースボート災害支援センター（以下：PBV）のボランティア活動をおこなうにあたって、ボランティア本来の意味「自主的、自発的」に関わっていただくという人たちです。

●第二 ボランティアの資格と手続き

1. 第一の定義に当てはまる人。
2. 「ボランティア登録用紙」または「ボランティア登録フォーム」に必要事項を記入し、PBVに提出してください。
3. 現地派遣ボランティア希望者は、「誓約書」の提出と、被災地の活動に関わる「保険」の加入が必要になります。
4. 未成年者は、保護者の合意が必要となります。現地派遣の希望者は別途「保護者同意書」の提出が必要になります。

●第三 活動時間

1. ボランティアの活動時間は原則8時から21時までです。
2. 時間外にボランティア活動をおこなう際は、事前に現地責任者の承認を得てください。

●第四 禁止事項

以下の行為を禁止します。これに反した場合、ボランティア登録を取り消します。

- ・ボランティア活動中の、宗教活動、政党活動、営業活動。
- ・個人情報保護方針などに関するコンプライアンスプログラムに反する行為。
（個人情報に関する紛失、改ざん、不正使用、持ち出し、漏洩など）
- ・性的搾取、虐待、ハラスメント（SEAH）行為。
- ・暴力行為、その他、他のボランティアやPBVに迷惑を及ぼす行為。
- ・その他、PBVが不適切と判断した行為。

●第五 その他

1. ボランティア活動中の事故、ケガ、病気などは、原則自己責任となります。
2. 荷物の運搬などで車の運転中に事故を起こした場合も自己責任となります。別途「車両使用に関する誓約書」の提出をお願いしています。
3. 別法人の国際NGOピースボートのクルーズへの乗船希望者は、準備活動に関わる「ピースボートボランティアスタッフ」になるためには別途登録が必要です。